

## 8. 排出抑制に向けた取組の促進

平成19年4月1日より、指定される小売業に属する事業を行う者（指定容器包装利用事業者）は、国が定める判断の基準となるべき事項に基づき、容器包装の使用の合理化のための取組を行うことが義務づけられました。

さらに、指定容器包装利用事業者のうち、年間50トン以上の容器包装を用いた容器包装多量利用事業者は、取組の実施状況の定期報告が義務づけられました。

### (1) 指定容器包装利用事業者とは？

以下の小売業を営む事業者は、指定容器包装利用事業者として、容器包装の使用の合理化により、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための取組を行うことが必要です。

各種商品小売業  
織物・衣服・身の回り品小売業  
飲食料品小売業  
自動車部分品・付属品小売業  
家具・じゅう器・機械器具小売業  
医薬品・化粧品小売業  
書籍・文房具小売業  
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業  
たばこ・喫煙具専門小売業

主たる事業でなくてもこれらの小売業に属する事業を行っている場合は、その事業において容器包装の使用の合理化のための取組を行う義務があります。

例：主たる事業は食品製造業であるが、飲食料品小売業に属する事業を行っている場合。

### (2) 判断の基準となるべき事項とは？

指定容器包装利用事業者が容器包装の使用の合理化のための取組を進めるにあたり、具体的にどのような取組が考えられるかを例示したものです。

#### 目標設定

容器包装の使用原単位( )に関する目標を設定

#### 消費者に働きかける取組

##### 容器包装の有料化

レジ袋を始め、消費者に提供される容器包装の有料化を実施。

##### マイバッグ等の利用の促進

マイバッグやマイバスケットの持参を促進するため、マイバッグの販売やマイバスケットのレンタル等を実施。

##### ポイント制等の実施

マイバッグを持参する消費者や、容器包装の使用を辞退する消費者に、買い物券や景品等の特典の提供、又はポイント制の実施

##### 声かけの励行

販売員から消費者に対して、容器包装を使用するかどうかの声かけの励行。

#### 事業者自らの取組

##### 薄肉化・軽量化された容器包装の使用

販売時に付す容器包装について、従来より薄く、軽いものを採用・調達。

##### 適切な寸法の容器包装の使用

大きめなサイズの容器包装を控え、商品の大きさや数量に見合うサイズの容器包装を使用。

##### 商品の量り売り

生鮮食品等の販売で量り売りを行い、予め袋詰めすることを控える。

##### 簡易包装化の推進

二重包装を控える、商品を部分的に包装する等。

#### その他

情報の提供、体制の整備等、安全性の配慮、容器包装の使用の合理化の実施状況の把握、関係者との連携

容器包装を用いる量を、売上高、店舗面積その他の当該容器包装を用いる量と密接な関係を持つ値で除して得た値

### (3) 容器包装多量利用事業者の定期報告義務

指定容器包装利用事業者のうち、当該年度の前年度において用いた容器包装(紙・段ボール・プラスチック製容器包装及びその他の容器包装の合計)の量が50トン以上である事業者が、容器包装多量利用事業者となります。

容器包装多量利用事業者は、前年度に用いた容器包装の量及びその使用原単位等を算出し、毎年度、6月末日までに定期報告書にこれらの量と容器包装の使用の合理化のための取組状況について記入し、提出する必要があります。

#### 定期報告義務の概要

- 対象者** 容器包装多量利用事業者(当該年度の前年度において用いた容器包装の量が50トン以上である事業者)
- 提出方法** 郵送その他指定の方法
- 提出時期** 平成20年度以降、毎年度6月末日まで  
注)「年度」とは、4月から翌年3月までのこと。
- 提出先** 事業所管官庁の長又はその地方支分部局の長  
(例:九州の飲食料品小売業者の場合は、九州農政局長に提出)

#### 報告事項

##### (1) 事業者概要

事業者名、代表者氏名、所在地、業種、報告書作成責任者名

##### (2) 容器包装を用いた量

プラスチック製容器包装、紙製容器包装、段ボール製容器包装等

##### (3) 当該容器包装を用いた量と密接な関係を持つ値

売上高(円)、店舗面積(m<sup>2</sup>)等

##### (4) 容器包装の使用原単位(前年度分)及びその「対前年比」

(2)の容器包装を用いた量を(3)の密接な関係を持つ値で除した値。

例: kg/円(売上高)、kg/m<sup>2</sup>(店舗面積)

##### (5) 容器包装の使用原単位の算出方法の設定に係る説明

(変更する場合はその理由と変更後の算出方法の説明)

##### (6) 過去5年度間の容器包装の使用原単位の変化状況

##### (7) 容器包装の使用原単位を改善できなかった場合、その理由

##### (8) 判断の基準となるべき事項に基づき実施した取組

##### (9) その他の容器包装の使用の合理化のために実施した取組

定期報告の具体的内容については、「排出抑制促進措置に係る定期報告ガイドライン」をご覧ください。

【ガイドライン本文】 [http://www.maff.go.jp/sogo\\_shokuryo/youki/teiki\\_guideline.pdf](http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/youki/teiki_guideline.pdf)

【別紙1:記入例】 [http://www.maff.go.jp/sogo\\_shokuryo/youki/teiki\\_sample1.pdf](http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/youki/teiki_sample1.pdf)

【別紙2:帳簿記載例】 [http://www.maff.go.jp/sogo\\_shokuryo/youki/teiki\\_sample2.pdf](http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/youki/teiki_sample2.pdf)

【定期報告書様式】 [http://www.maff.go.jp/sogo\\_shokuryo/youki/teiki\\_data01.doc](http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/youki/teiki_data01.doc)